

令和7年度港区一般任期付職員<／>職員の法務支援に関する職（課長級）>採用選考実施要綱

令和7年12月
港 区

任期付職員とは

「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」第3条第2項の規定に基づき、公務部内では取得しにくい専門的な知識経験を有する人を、あらかじめ任期を定めて職員として採用する制度です。

勤務条件（給与、勤務時間・休暇、福利厚生等）は、基本的に任期の定めのない常勤職員と同様の制度が適用されます。

1 募集の内容・受験資格

（1）募集内容

申込区分（職務の級）	採用予定数	主な職務内容
職員の法務支援に関する職（課長級）	1名	<p>1 カスタマー・ハラスメントに関する職員からの相談に対する法律上の助言、カスタマー・ハラスメント事案に対する措置その他解決に必要な対応を行う。</p> <p>2 職場におけるセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントに関する職員からの相談、申出に対する調査、斡旋及び苦情処理委員会における処理を行う。</p> <p>3 ハラスメント防止に関する研修その他の研修に関する計画、調整を行う。</p> <p>4 職員の任免、服務、懲戒、分限及び勤務時間等に関する法律上の助言、調査を行う。</p> <p>5 その他区の政策、立案段階及び事務事業における法律上の助言並びに職員の指揮・監督を行う。</p>

（2）受験資格

次の1から5までの要件を全て満たす者

- 1 日本国籍を有する者
- 2 司法修習を修了した者又は弁護士法第5条により弁護士資格を有する者
- 3 弁護士法第7条のいづれにも該当しない者
- 4 地方公務員法で選考を受けることができないとされる事由のいづれにも該当しない者
- 5 現に港区の常勤職員（任期付職員、臨時的任用職員、教育公務員を除く。）ではない者

2 任期

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）

※任期については、最大2年間延長する場合があります。

3 主な勤務場所

港区役所（東京都港区芝公園一丁目5番25号） ※敷地内禁煙

4 選考

（1）第一次選考

選考方法	書類審査	申込み時に提出していただく申込書及び職務経歴書により審査します。
合格発表	令和8年1月下旬（予定）	合否にかかわらず第一次選考受験者全員に郵送します。

（2）第二次選考

選考日	令和8年2月10日（火）午後（予定） 第二次選考の日時・場所等は、第一次選考合格発表時にお知らせします。
選考方法	面接試験 人物及び職務に関連する知識などについて、個別面接式により行います。
合格発表	令和8年2月下旬（予定）合否にかかわらず第二次選考受験者全員に郵送します。 ※最終合格は、特別区人事委員会の承認後となります。

5 申込手続

申込方法	インターネットによる方法（LoGoフォームによる申込み） 港区ホームページに掲載している「新着情報」又は「職員募集」から「任期付職員募集」を指定し、リンク先のLoGoフォームから申込みができます。利用者登録をした後、画面の指示に従って全ての必要項目を正しく入力して、申込受付期間中に送信してください。 ※港区ホームページのアドレス https://www.city.minato.tokyo.jp
申込期間	令和7年12月22日（月）午前9時から 令和8年1月21日（水）午後5時まで【受信有効】

※ 期間中に正常に受信したものを有効とします。正常に受信した場合、採用選考の申込を受け付けた旨のメールが送信されます。メールが届かない場合は申込期間中に必ず問い合わせ先までご連絡ください。

※ なお、システムの保守整備のため受付期間中にシステムを停止する場合や、予期せぬ機器停止及び通信障害等が起きた場合のトラブルについては、責任を一切負いません。

6 勤務条件

（1）給与

給与は、港区職員の給与に関する条例及び港区の一般職の任期付職員の採用に関する条例に基づき支給します。

【例】40歳の場合 給料月額 約640,440円（年収 約1,099万円）

45歳の場合 給料月額 約657,600円（年収 約1,130万円）

50歳の場合 給料月額 約669,480円（年収 約1,152万円）

※実際の給料月額は、職務経験等に基づいて決定します。

※給料月額及び年収は、地域手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当を含み、税及び社会保険料を

控除する前の金額です。

※条例等の規定により、通勤手当、扶養手当、住居手当等が支給される場合があります。

※採用時までに給与改定があった場合は、それによります。

(2) 勤務時間

原則として、月曜日～金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで（休憩時間1時間含む。）の1日7時間45分、週38時間45分勤務となります。

(3) 休暇

年度単位で20日付与される他、夏季休暇、慶弔休暇等の休暇があります。

(4) 服務・営利企業等の従事制限

任期中は、地方公務員として、営利企業等の従事制限など地方公務員法の服務に関する規定が適用されます。そのため、現在民間企業等に勤務している場合は、採用前に退職する必要があります。

7 採用予定年月日

原則として、令和8年4月1日の採用となります。

8 問合せ・連絡先

港区総務部人事課人事係（区役所本庁舎10階）

電話 03（3578）2111 内線2108

<参考>

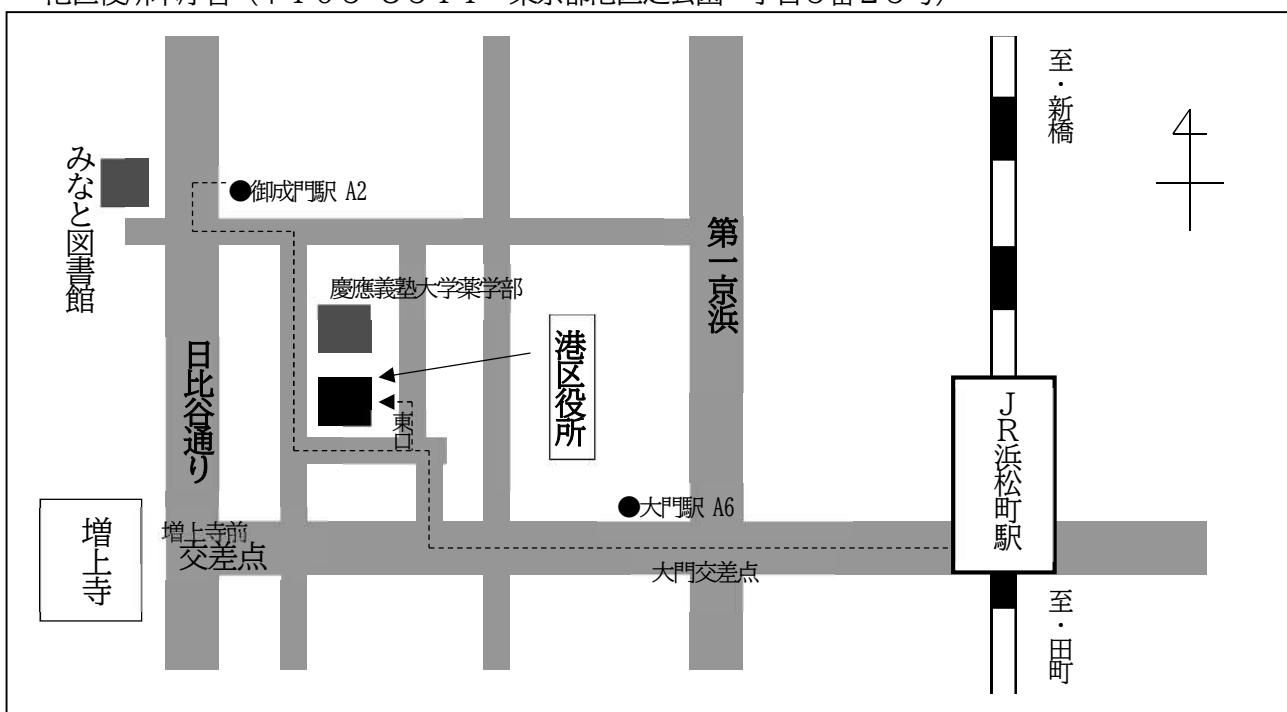
1 地方公務員法第16条(欠格条項)

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 所在地・案内図

港区役所本庁舎（〒105-8511 東京都港区芝公園一丁目5番25号）



【最寄り駅】

J R山手線、京浜東北線	浜松町駅	北口	徒歩10分
都営地下鉄浅草線、大江戸線	大門駅	A6出口	徒歩5分
都営地下鉄三田線	御成門駅	A2出口	徒歩5分